

○ 横須賀市地域活動支援センター運営費等補助金交付要綱

令和8年4月1日

(趣旨)

第1条 障害者及び障害児が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の推進を図り、日常生活に必要な便宜の供与を行う地域活動支援センターを運営する者に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 地域活動支援センター 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第27項に規定する地域活動支援センター（地域活動支援センターの設備等に関する基準を定める条例（平成30年横須賀市条例第24号）に定める基準を満たす事業所に限る。）をいう。ただし、市から委託を受けて地域活動支援センターを運営している事業所を除く。
- (2) 障害者 法第4条第1項に定める者をいう。
- (3) 障害児 法第4条第2項に定める者をいう。
- (4) 利用者 第4条に規定する地域活動支援センターを利用する障害者及び障害児をいう。
- (5) 利用者数 各利用者が各月において地域活動支援センターに1日以上通所した場合に1人とする。
- (6) 通所日数 各利用者が地域活動支援センターに通所した日を1日とする。ただし、利用者が通所していない日のうち、地域活動支援センターの職員が電話や訪問等により当該利用者に支援を行った日にあつては、0.5日とする。
- (7) 重度障害者 次のいずれかに該当する者をいう。
  - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付（以下「身体障害者手帳の交付」という。）を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める1級又は2級の障害を有する者
  - イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所（以下単に「児童相談所」という。）又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）において知能指数が35以下と判定された者
  - ウ 身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める3級の障害を有し、かつ、児童相談所又は更生相談所において知能指数が50以下と判定さ

れた者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第 155号）第6条第3項に定める1級の障害を有する者

オ 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第 156号）の規定により療育手帳の交付を受け、障害の程度がB2の2であると判定された者

カ 高次脳機能障害（外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症等として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害等の認知障害等をいう。）の診断書を交付された者

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市内において地域活動支援センターを設置、運営する者とする。

（補助事業）

第4条 この要綱に規定する補助事業は、法第77条第1項第9号に規定する事業（以下「基礎的事業」という。）及び重層的支援体制整備事業の実施について（平成5年8月8日社援発08080第48号、障発0808第5号、老発0808第3号及びこ成環第113号）に規定する地域活動支援センター機能強化事業（以下「機能強化型事業」という。）とする。

（基礎的事業の要件）

第5条 基礎的事業は、地域活動支援センターの基本事業として、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等、地域の実情に応じた支援を行う事業とする。

2 前項の基礎的事業を行う地域活動支援センターに置くべき職員及びその員数は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚労省令第175号）第9条に定める基準を満たさなければならない。

3 前項における職員配置は、2名以上とし、うち1名は専任者とする。ただし、デジタル技術等を活用した業務効率化により他の事業所における職員を兼務するなど、業務に支障のない場合は、この限りではない。

（機能強化事業の要件）

第6条 機能強化事業は、前条に規定する基礎的事業の要件を満たし、かつ、次の各号に掲げる類型ごとに定める事業形態の要件を満たすものでなければならない。

（1）機能強化事業Ⅰ型

ア 専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成並びに障害に対する理解推進を図るための普及啓発等の事業を実施するものであって、併せて相談支援事業を実施又は委託を受けていること。

- イ 基礎的事業による職員の他1名以上を配置し、うち2名以上を常勤とすること。
- ウ 1日あたりの実利用人員が概ね20名以上であること。

(2) 機能強化事業Ⅱ型

- ア 地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施すること。
- イ 基礎的事業による職員の他1名以上を配置し、うち1名以上を常勤とすること。
- ウ 1日あたりの実利用人員が概ね15名以上であること。

(3) 機能強化事業Ⅲ型

- ア 地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られていること。このほか、自立支援給付に基づく事業所に併設して実施することも可能とする。
- イ 基礎的事業による職員のうち1名以上を常勤とすること。
- ウ 1日あたりの実利用人員が概ね10名以上であること。

- 2 前項の各号に規定する実利用人員とは、当該年度の延利用者数の合計を当該年度における開所日数で除して得た数とし、小数点以下は四捨五入するものとする。

(補助対象経費)

第7条 運営費補助金の対象経費は、地域活動支援センターの運営に要する経費とする。ただし、利用者に支払う作業工賃及び客観的に公益上必要性が認められない経費は除くものとする。

- 2 整備費補助金の対象経費は、次の各号に掲げる場合における整備等に要する経費とする。

- (1) 地域活動支援センターの開設（予め市長に届出をして、市長が認めたものに限る。）  
又は定員の変更に伴い施設の増改築及び設備の整備等を行う場合
- (2) 既存施設において、消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）及び同法施行規則（昭和36年4月1日自治省令第6号）に定める設備、設置基準及びこれに準じた措置に基づいてスプリンクラー及び屋内消火栓設備を整備する場合
- (3) 地域活動支援センターの責めに帰することなく、施設や敷地の所有者等から立ち退きを求められ、やむを得ず移転もしくは新たに地域活動支援センターを開設する場合

(補助金額)

第8条 前項に規定する補助金の額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる額とする。

(1) 運営費補助金

- ア 第5条及び第6条に規定する事業形態ごとに別表第1に定める運営費基本補助及び運営基盤安定加算並びに通所推進奨励加算、重度障害者支援加算の合計額と、前条第1項に規定する補助対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない額とする。
- イ 年度途中において地域活動支援センターの運営を開始又は休止若しくは廃止した場合における補助金額は、アに規定する補助金額を月割りにより算出した額とする。ただし、千円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てるものとする。

(2) 整備費補助金 別表第2に定める補助内容に応じた補助基準額と前条第2項に規定する補助対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない額に補助率3分の2を乗じて得た額とする。ただし、千円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付)

第9条 前条第1項第1号に規定する運営費補助金は、概算払いの方法により交付することができる。

2 前項の場合において、運営費補助金は、分割して交付することができる。

3 前条第1項第2号に規定する整備費補助金は、当該補助事業を完了した後に交付するものとする。

(財産処分の制限)

第10条 規則第15条のただし書の規定により、市長が定める期間及び財産の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 建物及び建物附属設備 10年

(2) 機械及び装置等の設備、器具及び備品等のうち取得価格が1件50万円以上のもの 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数

(書類の整備等)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年から5年間(前条に定める期間が5年を超える財産の取得があるときは、その期間)保存しなければならない。

(補助事業に係る調査)

第12条 規則第9条に規定する調査は、調査対象となる地域活動支援センターにおいて関係書類を閲覧し、従事職員との面談の方法により実施する。

2 前項の調査の実施に当たっては、その対象となる地域活動支援センターに対し、目的、期日、場所、準備すべき資料等を記載した文書により事前に通知するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認める場合は、調査の開始時に当該文書を手渡すことができる。

3 調査の実施に当たっては、事前に必要となる関係書類の提出を地域活動支援センターに求めることができる。

(その他)

第13条 この要綱の施行に必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第8条関係）

運営費補助金

種別	補助基準額	
運営費基本補助	事業形態	金額
	機能強化事業Ⅰ型	13,615,000円
	機能強化事業Ⅱ型	10,099,000円
	機能強化事業Ⅲ型	8,453,000円
	基礎的事業	4,937,000円
運営基盤安定加算	月平均利用者数	金額
	25人以上	5,572,000円
	20人以上24人以下	4,458,000円
	15人以上19人以下	3,483,000円
	10人以上14人以下	2,786,000円
	5人以上9人以下	2,647,000円
	4人以下	2,369,000円
通所推進奨励加算	月平均通所日数	金額
	19日以上	5,572,000円
	16日以上18日以下	4,458,000円
	13日以上15日以下	3,483,000円
	10日以上12日以下	2,786,000円
	7日以上9日以下	2,647,000円
	4日以上6日以下	2,369,000円
	3日以下	1,672,000円
重度障害者支援加算	重度障害者1人につき月額10,000円	

備考

- 1 月平均利用者数は、当該年度の各月の利用者数の合計を開所月数で除して得た数とし、小数点以下の端数は四捨五入するものとする。
- 2 月平均通所日数は、当該年度の延通所日数を各月の利用者数の合計で除して得た数とし、小数点以下の端数は四捨五入するものとする。
- 3 重度障害者は、毎月1日（月の途中で事業を開始した場合は、事業を開始した日の属する月の翌月の1日）の利用者とする。

別表第2（第8条関係）

整備費補助金

補助内容	補助基準額
建物の新築、増改築、修繕等（スプリンクラー、屋内消火栓設備等の建物に附属する設備を含む。）に要する工事費及び建物の購入に要する経費（土地の買収又は整地に要する費用を除く。）	4,500,000円
機械、器具、備品等の購入に要する経費	450,000円
建物の賃貸借契約時に要する礼金、仲介手数料、保証料等の経費（家賃等の賃料及び退去時に返金される敷金等を除く。）	450,000円